

REGULATIONS

規定集

センチュリオン®・カード・アシスト規定



目次

規定集

● キャンセル・プロテクション補償規定	1
● ショッピング・プロテクション® 補償規定	5
● リターン・プロテクション規定	7
● ホームウェア・プロテクション及び ワランティー・プラス保証規定	9
● 個人賠償責任保険規定	11
● 旅行傷害保険補償規定	12
● 旅行傷害保険のお支払いに関して	13
● 海外旅行／航空便遅延費用	15
● 海外旅行／通貨盗難	15
● 海外レンタカー保険	17
● ゴルフ・テニス・スキー保険のお支払いに関して	19

センチュリオン・カード・アシスト規定	23
--------------------------	----

キャンセル・プロテクション補償規定

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、カード会員など^{(*)1}が、次のいずれかの事由（以下、この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）に該当したことにより、第3条に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、カード会員などまたはそれらの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
- ① カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院
- ② カード会員などまたはカード会員などの配偶者またはカード会員などの子どもの傷害による通院
- ③ カード会員などの社命出張。ただし社命出張をする者が、勤務先の役員または個人事業主であるなど、自ら社命出張を出す権限をもつ者の場合は含みません。
- ④ カード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財が次に掲げる事由のいずれかによって損害^{(*)2}を受け、その損害の額^{(*)3}が100万円以上となった場合
- ア. 火災、落雷、破裂または爆発^{(*)4}
- イ. 風災^{(*)5}、水災^{(*)6}、ひょう災または雪災^{(*)7}
- ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑤ カード会員などが裁判所の呼び出しにより、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所に出席する場合
- ⑥ 海外の渡航先^{(*)8}において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合。
- ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^{(*)9}
- イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装犯濫その他これらに類似の事変、暴動^{(*)10}またはテロ行為^{(*)11}
- ウ. 運送・宿泊機関など^{(*)12}の事故または火災
- エ. 渡航先に対する退避勧告など^{(*)13}の発出^{(*)14}
- (2) 第1条に規定するカード会員などとカード会員など以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員などの配偶者であったものとみなします。
- (*)1 第2条に規定するカード会員または同行予定者をいいます。また、同行予定者とは、カード会員と同一のサービスを同時に参加予約したもので、カード会員に同行するものをいいます。配偶者はここでいう同行予定者に含みません。
- (*)2 消防または避難に必要な処置によってカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
- (*)3 損害が生じた地および時におけるカード会員などの居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕しうる場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- (*)4 気体または上記の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*)5 台風、せん風、暴風または暴風雨などによるものをいいます。
- (*)6 台風、暴風、豪雨などによるこう水、融雪こう水、高潮または土砂くずれなどによるものをいいます。
- (*)7 豪雪またはなだれなどによるものをいいます。
- (*)8 カード会員などが訪れている海外の渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の海外の渡航先をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)9 対象となる地震は、マグニチュード8以上のものに限りします。
- (*)10 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)11 政治的、社会的、宗教もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者がその主義や主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下この補償規定において同様とします。
- (*)12 カード会員などが利用を予定していた運送機関もしくは宿泊機関などをいいます。以下この補償規定で同様とします。
- (*)13 日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- (*)14 退避勧告など（*13）が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。
- 第2条（カード会員の定義）**
- この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および家族カード会員とします。
- 第3条（特定のサービスの範囲）**
- 第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサー

- ビスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当会社のセンチュリオン・カードにより支払ったものに限りします。
- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行
- 第4条（キャンセル費用の範囲）**
- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- (2) 前項のキャンセル費用は、カード会員などに対して提供されるサービスに係る費用に限りします。ただし、カード会員などがサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員などに同行するカード会員などの配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- (3) 第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員などに対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める金額に限りします。
- (4) 同行者のキャンセル費用については、旅券など客観的な資料でその同行者の氏名が確認できる場合に限り、同行予定者1名分までを補償します。
- 第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）**
- (1) 当会社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
- ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
- ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- ③ 通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
- ④ 社命出張がキャンセル事由である場合には、社命出張の開始日から社命出張の終了日まで
- ⑤ 居住の建物またはこれに収容される家財に損害を受けたことがキャンセル事由である場合には、損害を受けた日からその日を含めて31日以内。
- ⑥ 裁判所への出頭がキャンセル事由である場合には、出頭当日
- ⑦ 第1条（当社の支払責任）（1）⑥がキャンセル事由である場合には、⑥の発生からその日を含めて31日以内。
- (2) 当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
- (3) 第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に出発した旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。
- 第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）**
- (1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- (2) 前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当会社は、補償金を支払いません。
- 第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）**
- (1) 当会社は、次に定める期日以前にキャンセル事由が生じた原因が生じていたためカード会員などまたはカード会員などの法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。
- ① キャンセル事由が第1条第1項第1号から2号に定める事由による場合は、その直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病が2008年1月31日もしくはカード会員になった日のいずれか遅い日以前。
- (2) 前項第1号の発病の認定は、医師の診断によります。
- 第8条（補償期間と支払責任の関係）**
- (1) 当会社は、以下の期日以降にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
- ① キャンセル事由が第1条第1項第1号から3号に定める事由による場合は、2008年2月1日以降
- ② キャンセル事由が第1条第1項第4号から6号に定める事由による場合は、

2013年3月1日以降

第9条（補償金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）第1項の特定のサービスが、カード会員などの職務遂行に係るものである場合には、補償金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。
- ① カード会員などの故意
 - ② 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - ③ カード会員などの自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ カード会員などの麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
 - ⑤ カード会員などが法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないうちにある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
 - ⑦ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかに問いません。）
 - ⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ 第8号以外の放射線照射または放射能汚染

第10条（補償金の支払額）

当会社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、カード会員などの自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10％に相当する額のいずれか高い額）をいいます。第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第11条（カード会員1名あたりの支払補償金および補償金支払回数の限度）

- (1) 当会社が支払うべき補償金の額は2013年3月1日以降1年間を通じ、100万円をもって限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に100万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員など、カード会員などの配偶者またはカード会員などの子供の傷害による通院の場合、2013年3月1日以降1年間を通じ、30万円をもって限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に30万円をもって限度とします。なお、キャンセル事由がカード会員などの社命出張の場合、2013年3月1日以降1年間を通じ、補償金支払回数は1回を限度とします。また、2014年3月1日以降も同様に、3月1日以降の1年間毎に1回をもって限度とします。
- (2) 前項の1年間の限度額は、キャンセル事由が発生した日を基準とします。

第12条（損害防止義務）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員などまたは補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生防止または軽減につとめなければなりません。
- (2) カード会員などまたは補償金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第13条（回収金額の控除）

カード会員などが負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額をカード会員などが負担した第1条（当会社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、支払額は、その総額とす（第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第1652条、第1653条、第1654条、第1655条、第1656条、第1657条、第1658条、第1659条、第1660条、第1661条、第1662条、第1663条、第1664条、第1665条、第1666条、第1667条、第1668条、第1669条、第1670条、第1671条、第1672条、第1673条、第1674条、第1675条、第1676条、第1677条、第1678条、第1679条、第1680条、第1681条、第1682条、第1683条、第1684条、第1685条、第1686条、第1687条、第1688条、第1689条、第1690条、第1691条、第1692条、第1693条、第1694条、第1695条、第1696条、第1697条、第1698条、第1699条、第1700条、第1701条、第1702条、第1703条、第1704条、第170

ショッピング・プロテクション補償規定

アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます。）には、アメリカン・エクスプレスのカード（以下「カード」といいます。）を使って購入した商品（以下「商品」といいます。）の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険が付きます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの〈ショッピング・プロテクション〉全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。）とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.（以下「アメリカン・エクスプレス」といいます。）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

補償を受けられる人

この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エクスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。ただし、この特典により保険金を請求することができるのは、カード会員であるあなたに限られます。（ご注意）この保険は、商品についての他の保険（以下「他の保険」といいます。）でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス保険ホットラインまでご通知ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパン日本興亜の書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパン日本興亜の承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

補償期間

この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から90日間の損害について補償されます。

補償の限度

損保ジャパン日本興亜が補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品の購入代金を限度として修理代金実費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は損保ジャパン日本興亜の補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただし、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。

この保険による補償の対象とならない主な場合

- 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
 - 会員または保険金を受取る方の故意
 - 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
 - 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
 - 通常の使用による消耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし（いわゆる不良品）に起因する損害
 - 置き忘れ、紛失に起因する損害
- 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
 - 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などその他これらに類するもの
 - 動物および植物などの生物
 - 船舶^(注1)、航空機および自動車^(注2)ならびにこれらに装着されている状態の付属物（注1）ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。（注2）自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。

- 被保険者の詐欺行為によって取得した商品
- 上記に加えた場合も補償の対象になりません。
 - 商品の誤った使用によって生じた損害
 - 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
 - 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
 - 保険の対象の電氣的・機械的事故
 - 商品以外の費用（商品購入に付帯して生じた配送費など）

その他、補償内容の詳細については

アメリカン・エクスプレス保険ホットライン【0120-234586<通話料無料>】までお問い合わせください。

損害発生の際の補償請求などについて

- 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス・保険ホットライン（0120-234586〈通話料無料〉9:00～17:00／土日祝休 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）に連絡をとり、手続きについてお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜より送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類（罹災証明、盗難届出証明、修理見積書あるいは請求書など）を添えて損保ジャパン日本興亜宛に遅滞なくご提出いただくことが必要です。
- 損保ジャパン日本興亜は必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパン日本興亜の指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパン日本興亜の負担とします。また、損保ジャパン日本興亜は現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパン日本興亜がこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパン日本興亜は損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生防止および軽減に努めなければなりません。

準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員が損保ジャパン日本興亜に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。
*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約の規定に基づきます。

<事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン
0120-234586（通話料無料/9:00～17:00/土日祝休）
（書類のご返送先／引受保険会社内）
〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 4階
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
本店企業保険金サービス部

本規定の内容は2017年1月現在となります。

リターン・プロテクション規定

■ 概要

アメリカン・エクスプレス（以下「当社」）のカード（以下「カード」）会員（以下「会員」）の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金の全額を支払って国内で購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けられない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。当社は、商品の購入金額をカード会員口座に払い戻します（現金での払い戻しはいたしません。）（1商品につき最高3万円まで、1会員口座（追加カードも含む）につき年間最高15万円まで）。

■ サービスを受けられる人

このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

■ 重要事項

- (1) このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
- (2) このサービスは、当該商品についての他の保険・保証などが適用されない場合に利用できます。小売店から購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が保証される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
- (3) 会員から当社に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転すること、会員は予め承諾するものとします。
- (4) このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。

■ サービス対象期間

このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けられない場合に、購入日（通信販売の場合は、商品受領日）から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出る事が必要です。

■ 払い戻しの限度

払い戻しは、1商品につき最高3万円まで、1会員口座（追加カードも含む）につき年間（1月1日～12月31日申請日を基準）最高15万円までとし、5千円未満の購入金額の商品に対しては適用されません。

■ 対象商品

対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限りです。（故障・損傷など欠陥のある商品は対象となりません。）商品は日本国内に住所を有する国内の営業店舗から円建てで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

■ 適用対象外となるもの

- ・ 動物および生きている植物
- ・ 同じものが二つとない商品(骨董品、美術品、特注品、名入れた品および毛皮を含む)
- ・ 全額をカードで支払っていない商品
- ・ 閉店セールの商品
- ・ 消耗品および生鮮食料品
- ・ 貴金属および宝石
- ・ サービス（取付費用、保証料、送料、または会費など適用対象商品を補助するものを含む）
- ・ 希少硬貨
- ・ 使用済み、組立て済み、および修繕済みの商品
- ・ 携帯電話

- ・ 自動車、オートバイ、モーターボートなど、原動機で動く乗用具、その部品及び付属品（カーナビシステム、AV 機器など）
- ・ 土地および建物
- ・ 有価証券（約束手形、切手、および旅行小切手など）
- ・ 現金、現金同等物、およびチケット類
- ・ オーディオ、ビジュアルおよびパソコンなどのソフトウェア、オンラインコンテンツ、書籍
- ・ ヘルスケア商品
- ・ 家、事務所、乗り物に恒久的に取り付ける商品（車庫開閉装置、車の警報装置など）

■ 補償請求方法

払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。

- (1) まず、申請用紙を請求して下さい。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、センチュリオン・サービス・センター 0120-740-987（24時間・年中無休）までご連絡ください。折り返し申請用紙をお送りいたします。
- (2) 申請用紙に必要事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類などを添付して30日以内にご返送ください。
- (3) 当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、30日以内に商品を当社の指定先ご返送ください。その際は、郵送／配送受領証などは大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の配送手数料および返送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) 当社より会員のカード会員口座に第5条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻した金額は、その範囲内で他のカード利用代金などと相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

■ その他

- (1) 当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供場合があります。
- (2) 本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
- (3) 当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更する事ができるものとします。

ホームウェア・プロテクション及びワランティー・プラス保証規定

センチュリオン・カード会員の方には下記に掲げる保証サービスが提供されます。
この保証は、東京海上日動火災保険株式会社とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc. が締結した保険契約をもとに、1998年12月1日以降1年間（特別な通知がない限り以降自動継続）（以下「保険期間」といいます。）提供されます。

- ・ ワランティー・プラスとは、センチュリオン・カード会員がアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・カードにより購入された製品の保証期間を2年間延長（メーカー保証終了後2年間）し、故障の修理費用を保証するものです。故障とは取り扱い説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に従った正常な使用状態で修理が必要となる場合を言います。
- ・ ホームウェア・プロテクションとは、センチュリオン・カード会員が所有している製品に対し、火災、盗難、破損、水濡れなどの偶然な事故により生じた損害を保証するものです。

■ 保証を受けられる人

この保証は、センチュリオン・カード会員の基本カード会員及び追加カード会員に対して提供されます。

■ 保証期間

ワランティー・プラスの保証期間は、メーカー保証期間終了後2年間とします。また、購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であってもメーカー保証期間終了後2年間とします。
ホームウェア・プロテクションの保証期間は、上記の保険期間と同一とし、この期間内に損害が生じた場合に保証します。

■ お支払いする保証限度額

- ・ 毎年12月1日より起算した1年間、ワランティー・プラスとホームウェア・プロテクションの保証を合わせ50万円を年間の保証限度額とします。また、この限度額はセンチュリオン・カードの基本カード会員及び追加カード会員合算となります。
- ・ 保証額は購入された製品の代金、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額をもとに、購入日から起算した使用期間に応じて設定された保証限度額以内となります。

（保証限度額）

	ワランティー・プラス	ホームウェア・プロテクション
事故内容	故障	火災・盗難・破損・水濡れ
購入日から6ヶ月	（メーカー保証）	購入金額の100%
6ヶ月超から1年	（メーカー保証）	購入金額の90%
1年超から2年	購入金額の80%	
2年超から3年	購入金額の70%	
3年超から4年	保証なし	購入金額の60%
4年超	保証なし	購入金額の50%

- （ご注意）保証の対象となる修理費用もしくは損害額は、5,000円以上とします。
- ・ 修理費用とは部品代、工賃、出張費を言います。但し、出張費はメーカー保証規定で出張修理対象製品のみ保証します。
 - ・ 本保証サービス以外の保証書または保険などがある場合には、その保証規定または保険などでの支払いを優先し、それから支払われる金額を控除した残額をこの保証規定での損害額とみなします。

■ この保証の対象となる製品

- ・ メーカー保証期間が1年間の家電製品、パソコン、ワープロ、時計、カメラ、電話機（携帯電話、PHSおよびポケットベルなどの移動電話を除く）などの製品
- ・ 日本国内で修理可能な製品

■ この保証の対象とならない場合

- （1）次に掲げる製品は保証の対象になりません
- ・ メーカー保証がない製品及びメーカー保証期間が1年間以外の製品（6ヶ月、3年間など）
 - ・ 日本国内で修理不可能な製品
 - ・ 中古品及び転売を目的として購入された製品
 - ・ プリンター、ソフトウェア、周辺装置、コード及びバッテリーなどの製品本体に付属して使用する製品
 - ・ ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ・ 宝石、貴金属、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラスなどの装身具類および衣服
 - ・ 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカートなどの原動機付乗用具およびこれらの付属品（カーナビゲーションシステムおよびAV電子機器などを含みます。）
 - ・ 土地、建物及び建物の一部を構成する物
 - ・ 飲食物、動物および植物
 - ・ 業務用機器
- （2）次に掲げる故障・損害は保証の対象になりません
- ・ メーカー保証の対象となる場合及びメーカー保証において明記されている保証範囲外の事由による保証対象製品の故障
 - ・ 製品の自然消耗、摩擦、さび、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由による故障、損傷及び損害
 - ・ メンテナンスまたはメーカーが取り替えを認めたとき
 - ・ 本保証サービス以外の保証書または保険などによって、保証対象製品の修理対象となる故障、損傷及び損害
 - ・ 地震、津波、噴火に起因する故障、損傷及び損害
 - ・ 置き忘れ、紛失、遺失に起因する故障、損傷及び損害
 - ・ 業務用途での使用の場合
 - ・ カード会員が引渡しを受ける前に当該保険の目的に生じた損害
 - ・ 保険の目的の配送中に生じた損害
- （3）上記に加え次の場合も保証の対象になりません
- ・ 製品の使用上の誤り及び不当な修理や改造により生じた故障、損傷及び損害
 - ・ 修理費用（部品代、工賃、出張費）以外の費用、但し、出張費についてはメーカー保証において出張修理対象製品となっている場合のみ対象となります
 - ・ 製品の故障及び事故に起因して生じた対人、対物被害及び製品の使用の阻害によって生じた損害
 - ・ 故意、重過失に起因する故障、損傷及び損害
 - ・ 詐欺、横領に起因する損害
 - ・ センチュリオン・カード会員の資格を失った場合

■ 故障、事故発生の際の補償請求などについて

- （1）故障・事故にあわれた時は遅滞なくアメリカン・エクスプレス・ワランティー・プラス、ホームウェア・プロテクション（東京海上火災保険株式会社内0120-870-720〈フリーダイヤル〉）までご連絡ください。折り返し「保険金請求書」をお送りいたします。
- （2）「保険金請求書」に必要事項をご記入の上、署名して、請求内容に定められた必要書類、メーカー保証書、売上票、領収書、損害を立証するための必要な書類（罹災証明、盗難届出済証明書、修理見積書、あるいは請求書など）写真、その他関係書類（必要な場合、別途保険会社より指示させていただきます）を添えて故障・事故発生日から30日以内にご提出ください。

（引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社
（書類のご返送先） 〒100-8050東京都千代田区丸ノ内1-2-1
東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス部
アメリカン・エクスプレス・ワランティー・プラス、
ホームウェア・プロテクション係

個人賠償責任保険規定

■ 補償対象

センチュリオン・カード会員様ならびに下記に掲げる被保険者の方が居住している住宅の所有・使用・管理および日常生活における行為によって生じた法律上の賠償責任を対象とするものです。

■ 被保険者の範囲

センチュリオン・カード会員様、配偶者様、およびそれらと生計を共にする同居のご親族、それらと生計を共にする別居の未婚のお子様が被保険者となります。

■ 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内・国外において次の事故によって、他人の身体を傷つたり、財物を破損し、法律上の賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。

- (1) 被保険者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する事故（ただし、家主に対する賠償責任は補償されません）
 - (例) ● 屋根瓦が落ち通行人に当たってケガをさせた。
 - へいに釘が出ていて、よその人の洋服を引き裂いた。
- (2) 日常生活に起因する事故
 - (例) ● お子様のキャッチボールでよその家の車や窓ガラスを壊した。
 - 不注意で洗濯機や風呂の水をあふれさせ、階下の戸室の天井や壁を汚損した。
 - 買物をしていて、誤って店の商品を壊した。
 - 子供が訪問先の家具を誤って壊した。
 - 飼犬が通行人に噛みついてケガをさせた。
 - 自転車で買物に行く途中、よその人に衝突しケガをさせた。

■ お支払いする保険金の額

1回の事故につき支払限度1億円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 被保険者の故意により生じた損害。
- (2) 地震、噴火、津波、洪水、戦争、内乱、暴動、核燃料物質などにより生じた損害。
- (3) 職務の遂行に起因する事故、または職務用の動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。
- (4) 同居の親族に対する損害賠償責任。
- (5) 被保険者の業務に従事中の使用人に対する損害賠償責任。
- (6) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。
- (7) 自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。

※本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、賠償責任保険（個人用）普通保険約款および個人特別約款、特約の規定に基づきます。

事故にあわれたら

遅滞なく下記連絡先までご通知ください。

〈事故のご連絡先〉

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン
0120-234586（通話料無料 9:00-17:00 / 土日祝休）

（引受保険会社）

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社

本規定の内容は2017年3月現在となります。

旅行傷害保険補償規定

■ 補償を受けられる人（被保険者）

この保険の補償を受けられるのは、カード会員様ご本人様および配偶者様、カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族となります。

補償内容や条件につきましては、国内旅行と海外旅行とで異なりますのでご注意ください。

* 親族とは6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。

■ 補償される場合

（国内旅行の場合）

国内を旅行中（※1）における公共交通乗用具（※2）にご搭乗中の事故、宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

（※1）旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、センチュリオン・カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。

以下のような場合は旅行とはみなされません。

- ・通勤・通学中の事故
- ・日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など

（※2）公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

（海外旅行の場合）

海外旅行を目的にご住居（日本国内）を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまで（日本出国の前日から入国の翌日まで）の最長90日間補償されます。

※ 当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

※ 本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款及び特約の規定に基づきます。

事故にあわれたら

事故の日から遅滞なく下記通知先までご通知ください。

〈国内での事故通知先〉

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン
0120-234-586（通話料無料 9:00-17:00 / 土日祝休）

（書類のご返送先／引受保険会社内）

〒163-0590
東京都新宿区西新宿1-26-2
新宿野村ビル内郵便局私書箱3020号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本規定の内容は2017年1月現在となります。

旅行傷害保険のお支払いに関して

(注) カード会員の配偶者様、生計を共にするご親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高1,000万円の補償となります。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金		保険金をお支払いできない主な場合
国内旅行	傷害死亡保険金 (1億円)注	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を(注)死亡保険金と險金の総額は	被保険者の法定相続人にお支払いします。後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保障傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	
	傷害後遺障害保険金 (最高1億円)注	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応傷害後遺障害保険金(注)ただし、保険期間	じて、後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。額×3～100%=傷害後遺障害保険金の額間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 (日額10,000円)	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて7日経過後においてもなお入院保険金の支払いを受けるべき状態にある場合。	事故の日からその日入院院からご契約の入うな状態の間に合はします。●両目の矯正視力が●言葉が全く喋れない●咀嚼が全くできず	を合めて180日以内の入院日数1日につき、1日目の入院保険金日額をお支払いします。自宅療養でも次のよ入院に準ずる様態とみなし、入院保険金日額をお支払いするとき。きないとき。など	●被保険者または保険金受取人の故意による傷害。●ケンカや自殺行為、犯罪行為による傷害。●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害●国内旅行傷害保険においては、地震・噴火または津波による傷害。●被保険者の疾病、または心身喪失による傷害。●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的覚所見のないもの。●無免許・酒酔運転による傷害。●山岳登山、スノカダイビングなど危険な運動による傷害。●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。など
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、その傷害の治療のために手術を受けた場合。	入院保険金日額に手術を乗じた額をお支払いします。	術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍・40倍)います。	
	通院保険金 (日額6,000円)	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて7日経過後においてもなおその事故の直接の結果として、平常の生活または業務に従事することに支障が生じ、かつ通院した場合。	事故の日からその日につき、1日目の通院に支障がなかったとき。	を合めて180日以内の通院(往診を含みます)日数1日院から90日を限度としてご契約の通院保険金日額をおし、平常の生活または業務に従事することに支障がない以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	
海外旅行	傷害死亡保険金 (1億円)注	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を(注)死亡保険金と後金の総額は傷害	被保険者の法定相続人にお支払いします。遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保障死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	
	傷害後遺障害保険金 (最高1億円)注	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応傷害後遺障害保険金(注)ただし、保険期間	じて、後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。額×3～100%=傷害後遺障害保険金の額間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害治療費用保険金 (最高2,000万円)	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けた場合。	1回の事故・病気からその日を含めて引受保険会社が妥当内でお支払いします。	つき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)180日間に要した次の費用のうち現実に出し、かつと認めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。	
	疾病治療費用保険金 (最高2,000万円)	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限りま。②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫病、ウェストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を受けた場合。	①治療・入院関係費となった国際通話し、身の回り品購入(注1)日本国内で治療機関に直接(注2)海外で治療費用をお支払いします。(注3)日本国内で治療を受けられ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分。また、海外にお制度がある場合、その制度により被保険者が医療機関ことが必要とされない部分は支払いきません。(注4)お支払いを立	など②入院または通院のための交通費③入院により必要・身の回り品購入費(20万円を限度とします。ただし、治療については5万円限度)。費を受けられたとき、自己負担額として被保険者が支払う費用をお支払いします。受けられたとき、被保険者が医療機関に直接支払う費します。受を受けられ、健康保険、労災、保険などから支払いが険者が直接支払わなくてもよい部分。また、海外にお制度がある場合、その制度により被保険者が医療機関ことが必要とされない部分は支払いきません。証する請求書および領収書の原本をご提出いただきます。	●被保険者または保険金受取人の故意による病気。●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病気。●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的覚所見のないもの。●歯科疾病●旅行前にすでに発病していた病気。など
	賠償責任保険金 (最高1億円)	海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。(イ)ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く)(ロ)住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く)(ハ)レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故につき賠償を1回の事故に(注)賠償金額の決定	賠償責任保険金額を限度として会員が負担することの損害賠償金をお支払いします。には事前に引受保険会社の承認を必要とします。	●心身喪失に起因する事故。●航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。●会員の所有・使用・管理による不動産に起因する事故。●会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。●職務遂行に直接起因する事故。●親族に対する事故。など
補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております。	携行品損害保険金 (1旅行中最高100万円、年間限度額100万円)	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。(注)現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類箱本、設計書、図案、帳簿その他これに準ずる物などは対象となりません。	携行品1個または1対低い額をお支払いします。鉄道・船舶の乗車船券、パスポートの損害については在外公館所在地へ赴電信費を1回の事故に(注)1回の事故ごとに	について10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか。ただし、携行品保険金額をもって保障期間中1年間を支航空券、宿泊券、観光券および旅行券の損害については5万円、いは旅券の再取得費用または乗船券の取得費用として最悪く被保険者の交通費、領事館に納付した再発給手数料およびつて5万円を限度としてお支払いします。損害額のうち300円(免責金額)はご自身で負担していただ	●公共団体の公権力の行使(TSA*)など)Transportation Security Administrationテロ防止のために機内預りのスーツケースなどが、公権力の行使により開けられた際の損害など●携行品の破損または自然の消耗。●携行品の置き忘れ、または紛失。●被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預り品など)●山岳登山やハンクグライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。●液体の流出。●外来の事故に起因しない電気的故障。●携行品が居住施設内にある間に発生した事故。など
	救護者費用(傷害や遭難時の出費)保険金 (保険期間中最高1,000万円)	海外旅行中に①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認された後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。③病気がより死亡した場合。④発病した病気がもとで旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けついでいる場合に限りま。⑤発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院された場合。	現地へ赴く、被保険救護者費用保険金額の故発生地点または収①捜索救助費用②現地および現地までのまで、1名につき14現地での諸雑費(20病治療費用保険金が	者またはその法定相続人の方が支出した次の費用を救護区内でお支払いします。現地とは、海外における事容先を指します。地との国際航空運賃など交通費(救護者3名まで)③旅行程におけるホテルなど宿泊施設の客室料(救護者3名日分まで)④現地からの帰送費用⑤渡航手続費および円日間で、入院治療に伴う諸雑費として傷害または疾支払われべき費用は除きます。)	●被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による事故。●危険な運動による事故。●ケンカや自殺行為、犯罪行為による事故。●無資格運転、酒酔運転・麻薬など使用中に生じた事故(無資格、酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます。)

海外旅行／航空便遅延費用

保険金の種類	保険金を支払う場合(支払責任)	支払われる保険金(費用の範囲)	備 考
乗継遅延費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	①ホテルなど客室料 乗り継ぎ地点において、出発便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの宿泊料 ②食事代 乗り継ぎ地点において、出発便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金 1回の到着便の遅延について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・遅延時間記載があるもの b) ホテル客室料領収書原本 c) 食事代領収書原本
出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替えとなる他の航空便を利用できないとき。	①食事代 出航地において、当該航空便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代 1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・遅延時間記載があるもの ・欠航証明書、航空会社の受付業務のかしによる搭乗不能がわかるもの b) 食事代領収書原本
受託手荷物遅延費用保険金 (最高30,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可 ②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品(上記の衣類を除く)が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けた時の費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外 1回の受託手荷物の遅延について30,000円まで	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・受託手荷物の到着予定時間と実際に受託手荷物が到着した時間がわかるもの b) 衣類購入費領収書原本 c) 生活必需品購入領収書原本
受託手荷物紛失費用保険金 (最高60,000円)	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定した目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものと見なし、被保険者が予定した目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用 ①衣類購入費用 ②生活必需品購入費用 1回の受託手荷物の紛失について60,000円まで ※受託手荷物遅延費用と受託手荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は両者の合算を限度額とします。(6時間以上-30,000円 結果的に48時間以上-60,000円 合計90,000円)	●必要書類 a) 航空会社証明書 ・受託手荷物の到着予定時間と実際に受託手荷物が到着した時間がわかるもの b) 衣類購入費領収書原本 c) 生活必需品購入領収書原本

海外旅行／通貨盗難

特約条項	保険金を支払う場合(支払責任)	支払われる保険金(費用の範囲)	備 考
通貨盗難保険金 (現金・小切手) (1旅行中 最高 100,000円)	被保険者が海外旅行中に携行している通貨(現金・小切手)を盗難にあったとき。	被保険者1名につき一旅行につき10万円を限度とし、保険金を支払う 免責:3,000円	●必要書類 ポリスレポートなどの盗難届 (被害金額の明記されたもの) ※トラベラーズチェックは対象外

本規定の内容は 2017 年 1 月現在となります。

海外レンタカー保険

アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・カード会員が、米国およびカナダにおけるレンタカーの賃借にあたり、本人名義のアメリカン・エクスプレス・センチュリオン・カードでレンタル契約代金全額の支払いを行い、レンタル契約の期間が3日以内のとき、次の補償を行います。なお、「被保険者」とは、センチュリオン・カード会員、センチュリオン・カード会員の配偶者、および扶養する21歳から23歳までの就学中の子供であって、当該レンタカーの操作・運転資格者としてレンタル契約に氏名が記載されている者を意味します。

■ 損失・損害賠償責任免除

保険の対象となるレンタカーによる移動の間に、レンタカーの損傷、火災、汚損、盗難、使用機会逸失による損失が生じた場合、当社は以下の範囲で被保険者に対する補償を行います。

- ・50,000USD（もしくは現地通貨での相当額）以内
 - ・レンタカーの車両価格評価額もしくは賠償請求額のうち、いずれか少ない方の金額
- 被保険者がレンタル会社による損失・損害賠償責任免除（LDW）もしくは同様の規定による補償を受けていない場合で、かつ、被保険者が本保険契約の条件をすべて遵守している場合に限り、上記の補償が行われます。
- 損失額の範囲は、被保険者がレンタル会社の損失・損害賠償責任免除（LDW）もしくは同様の規定による補償を受けた場合に支払われる金額を上限とします。

■ 補足的賠償責任保険

保険期間中のレンタカーの使用に起因する事故により生じた負傷や物的損害に対して被保険者が法的に負わなければならない損害賠償責任および賠償請求者の要した費用への支払責任の合計額について、補償を行います。

本保険契約による補償の対象となる賠償請求に対して裁判などによる対抗を行った場合、これにより生じた弁護士費用などを支払います。

本保険契約に定める補償は、他の適用可能な保険により求償し得る金額を超えた分についてのみ適用されます。1件の事故から生じたすべての賠償請求に対して支払われる金額の上限は、他の適用可能な保険により求償し得る金額と100万USDとの差額とします。他に適用可能な保険が存在しない場合は、本保険契約の適用上限額は100万USDとします。

自動的補償には、一部保険運転者法、無保険運転者法、当て逃げなど運転者法（Hit and Run Motorist）による保護を含みます。上記3項目では、レンタル契約に氏名が記載された運転者および同乗者に対し、事故への補償額および法的裁定による負傷や物的損害への補償額を含めて合計10万USDまでの補償を行います。すなわち、上記に該当するのは、過失のあった側が十分な保険をかけていない場合、無保険の場合、相手が不明の場合などです。

■ 主な補償の対象外となるもの（免責規定）

以下により生じた直接的・間接的責任に対しては、支払いを行いません。

- ・本保険の対象地域外でレンタカーを賃借したとき。
- ・被保険者が何らかの詐欺、不正、もしくは犯罪行為を行ったとき。
- ・レンタカーの使用に際して、レンタル契約の規定に対する違反があったとき。
- ・運転者の氏名がレンタル契約に記載されていないかったとき。
- ・有効期間内の（かつ停止期間中などに該当しない）運転免許を運転者が所有していないかったとき。
- ・小売価格が50,000USD（もしくは現地通貨での相当額）を超える自動車を賃借したとき。または、製造後20年を超える期間が経過している自動車を賃借したとき。または、生産中止後10年以上が経過している車種の自動車を賃借したとき。
- ・被保険者の血液中的アルコール含有量が、事故発生の州国の法律で定める制限基準を上回っていたとき。
- ・運転者の年齢が21歳未満もしくは74歳を超えていたとき、または被保険者以外の者が運転者であったとき。
- ・州や地域を問わず、無保険運転者法、一部保険運転者法、第一当事者給付法、ノーフォルト自動車保険法、もしくはこれらと類似の法に基づいて支払われる保険金（給付金）。
- ・レンタカーの車内の物品に対する損傷。

(引受保険会社) ACE Insurance S.A. - N.V.
(書類のご返送先) AXA Assistance France
12 Bis, Boulevard Des Freres
Voisin 92130
Issy - Les - Moulineaux, France

ゴルフ・テニス・スキー保険のお支払いに関して

ゴルフ保険

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金	日本国内外のゴルフ場敷地内で、ゴルフのプレーおよび練習、指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合。	左記のけがにより、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	1,000万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。 ●地震、噴火または津波によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。 ●頭（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 など
	後遺障害保険金		左記のけががもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。（保険金額の3%～100%）	最高1,000万円	
	入院保険金		左記のけががもとで入院された場合。（事故の日からその日を含めて180日が限度）	日額1万5千円	
	通院保険金		左記のけががもとで通院された場合。（90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。）	日額1万円	
用品損害保険金		日本国内外のゴルフ場敷地内で、会員本人の所有するゴルフクラブが破損した場合またはゴルフ用品*が盗難にあった場合。（ただしゴルフボールのみの盗難は除く） *ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計されたものおよび被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。		10万円 （年間限度額）	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火、津波など天災による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失。 など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金		日本国内のゴルフ場でラウンド中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、保険金額を限度に以下の費用をお支払いします。 ●贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用（3ヵ月以内に開催されたものに限り） ●記念植樹費用 ●キャディへの祝儀 ただし、以下の要件を満たす必要があります。 □9ホールのパーの合計が35以上かつ9ホール以上のゴルフ場であること。 □他の競技者1名以上と同伴で正式にラウンドしている間に達成されたこと。 (注)1. 同伴競技者・ゴルフ場責任者の証明の他、第三者の証明（同じゴルフコンペ競技者・付き添い者を除く）またはコース内設置のビデオ装置の映像による立証が得られる場合には、セルフプレー中の場合も補償されます。 2. 保険金が支払われた場合においても保険金額は減額されません。		支払限度30万円	●ゴルフ場の経営者または使用人がそのゴルフ場で達成した場合。 ●ゴルフの競技またはその指導を職業としている者が達成した場合。 など
第三者賠償保険金		日本国内外でゴルフのプレーおよび練習、指導中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。		支払限度50万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●自動車（ゴルフカートを除く）の使用・所有・管理に起因する賠償責任。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など

補償を受けられる方

アメリカン・エクスプレス・センチュリオン・カード会員となります。

<ゴルフ・スキー・テニス保険 事故の連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586（通話料無料/9:00～17:00/土日祝休）

（引受保険会社）

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 損害保険株式会社

※遅滞なくご通知ください。

本規定の内容は2017年3月現在となります。 L1710290

※本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は賠償責任保険（個人用）普通保険約款および各特別約款、特約の規定に基づきます。

テニス保険

日本国内のテニス施設において、事故によって被った傷害または（テニス施設とは、テニスコート、練習場、更衣室などそれらの付属

損害に対して、以下の保険金をお支払いいたします。
施設をいいます。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金	テニスの練習、競技、または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合。	左記のけがにより、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	250万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。 ●地震、噴火または津波など天災によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。 ●頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 など
	後遺障害保険金		左記のけががもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。(保険金額の3%～100%)	最高250万円	
	入院保険金		左記のけががもとで入院された場合。(事故の日からその日を含めて180日が限度)	日額 3,750円	
	通院保険金		左記のけががもとで通院された場合。(90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。)	日額 2,500円	
用品損害保険金		会員本人の所有するテニスラケットが破損した場合（ガットのみの損害は除く）、またはテニス用品*が盗難にあった場合。(テニスボールのみの盗難は除く) *テニス用品とは、テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計されたものおよび被服類ならびにそれらを収容するバック類をいいます。		10万円 (年間限度額)	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火、津波など天災による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 など
第三者賠償保険金		テニスの練習、競技または指導中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。		支払限度50万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など

スキー保険

日本国内におけるスキーの目的をもって住居を出発したときから、

帰着するまでの行程中に生じた事故について以下の保険金をお支払いいたします。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害補償	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。		500万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるけが。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるけが。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるけが。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるけが。 ●脳疾患、疾病または心神喪失によるけが。 ●頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状。 ●無資格運転中、酒気帯び運転中(酒酔い運転を含む)のけが。 など
	後遺障害保険金		急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。(保険金額の3%～100%)	最高500万円	
	入院保険金		急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで入院された場合。(事故の日からその日を含めて180日が限度)	日額5,000円	
	通院保険金		急激かつ偶然な外来の事故によるけががもとで通院された場合。(90日が限度。ただし事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いしません。)	日額 2,500円	
用品損害保険金		会員本人の所有するスキー板が破損した場合、またはスキー用品*が盗難にあった場合。 (ストックの盗難については、スキー板と同時に生じた場合に限ります) *スキー用品とは、スキーの板(ビンディングなど付属品を含む)、ストック、スキー用に設計されたその他のものおよび被服類をいいます。		10万円 (年間限度額)	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害。 ●自然消耗または性質による変質による損害。 ●地震、噴火または津波による損害。 ●戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害。 など
第三者賠償保険金		スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着するまでの行程中に、あやまって他人にけがをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合。		支払限度50万円	●被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意により生じた損害。 ●他人から預かったり管理・使用している他人の財物に生じた損害。 ●航空機・船舶・車両または銃器の使用・所有・管理に起因する賠償責任。 ●同居の親族に対する賠償責任。 など

本規定の内容は 2017 年 3 月現在となります。 L1710290

センチュリオン・カード・アシスト規定(よく読みいただき、ご利用いただく際のために大切に保管してください。)

■ サービスの名称

この規定の下で提供されるサービスは、アメリカン・エクスプレス“センチュリオン・カード・アシスト”または単に“センチュリオン・カード・アシスト”と称します。

■ サービスのご利用資格

センチュリオン・カード・アシストは、日本在住の日本円で支払いをされるセンチュリオン・カードの基本カード会員および追加カード会員（以下“カード会員”といいます。）に対して自動的に無料で提供されます。このサービスを利用するには、カード会員のセンチュリオン・カードが有効であることが前提となります。なお以下のサービスのうちセンチュリオン・カード独自のサービスは以下のお忘れ物探索サービス、海外商品探索サービス、ファイン・ダイニングです。

■ サービスの概略

センチュリオン・カード・アシストでは、次のサービスが提供されます。

- A. 海外緊急支援サービス
- B. お忘れ物探索サービス
- C. 海外商品探索・購入サービス
- D. ファイン・ダイニング
- E. 海外情報サービス
- F. その他

センチュリオン・カード・アシストは、カード会員なら24時間・年中無休でコール・フリーもしくはコレクト・コールで日本および世界のほとんどの国において日本語でご利用になれるものです。ご連絡は日本のアメリカン・エクスプレス“センチュリオン・サービス・センター”（以下“センチュリオン・サービス・センター”といいます。）はもちろん、海外旅行中には最寄りのセンチュリオン・カード・アシストにいただくこともできます。なお、このサービスはご利用になる地域や内容により、アメリカン・エクスプレス経由で、あるいは直接アメリカン・エクスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（以下 EAJ といいます。）が提供します。

海外緊急支援サービスについては、カード会員および同行されるご家族（配偶者、お子様など生計を共にする親族。「生計を共にする」とは健康保険証を共有しているか、税法上扶養関係にあること。以下“有資格者”といいます。）の90日以内の海外旅行中のみご利用いただけるものです。なお、海外緊急支援サービスは、全世界においてアメリカン・エクスプレスに代わり EAJ が提供します。

これらのサービスの詳細は次のとおりです。

■ 海外緊急支援サービス—日本国外への90日以内のご旅行の際に提供

センチュリオン・カード・アシストの海外緊急支援サービスで負担する費用（以下Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ4.）は、センチュリオン・カードに自動付帯される旅行傷害保険で支払われる保険金の範囲内で補償されます。

Ⅰ. 病気やケガの場合—医師や医療チームの派遣サービス

緊急の際の、医師あるいは医療施設のご紹介（ご旅行期間に関係なく提供）に加えて、病気やケガがひどく、医師または医療施設まで行けない場合は、センチュリオン・カード・アシストはその場所まで医師や医療チーム、または救急車を派遣します。医師などの派遣費用はセンチュリオン・カード・アシストが負担し、その後の費用はカード会員ご自身の負担となります。さらに、その後も日本語によるお手伝いをします。また必要な場合は日本のご家族へもご連絡します。

Ⅱ. 転院、帰国が必要な場合—輸送サービス

センチュリオン・カード・アシストの指定医と実際に治療にあたっている医師とが協議の上で医療上の観点から転院または日本の医療施設への移動が望ましいと判断された場合は、転院や帰国のための手続等をし、航空券を無料で提供します。*

*上記の転院・移動等の判断は、指定医と担当医の話し合いによります。ただし、センチュリオン・カード・アシストの承認なしに実施された転院、帰国などに関しては、アメリカン・エクスプレスおよび EAJ は一切責任を負いません。

Ⅲ. 治療が適切かどうか—医療モニター・サービス

センチュリオン・カード・アシストの指定医によって必要と判断された場合には、治療状況を退院までモニターします。このサービスには次のことが含まれています。

1. まず実際に治療にあたっている医師と指定医が、初診の所見からその後の治療方法まで協議します。
2. 治療期間中、指定医は通常少なくとも1日おきに連絡を取り、実際に治療にあたっている医師または医療施設から回復状況の報告を受けて、そのときカード会員または有資格者が受けている治療が適切かつ必要なものであるかどうかを判断します。

Ⅳ. 入院費等にお困りの場合—資金援助

緊急の際にカード会員および有資格者の方が経済的ににお困りにならないよう、次のサービスを提供します。

1. このサービスをご利用になっているカード会員または有資格者が保険に入っている旨連絡があった場合、または現地の医師や医療施設が金銭上の理由で治療を拒否したり、医療施設から退院させないといった事態が起こった場合、センチュリオン・カード・アシストは、その医師や医療施設に対して、保険会社へ請求書を送るよう交渉します。そのように取り計らってくれない場合には、その場で支払う代わりにカード会員または有資格者に対して請求書を送るよう依頼します。
2. 現地の医師または医療施設が、事前の支払いまたは保証金の支払いがない場合にはカード会員または有資格者に対する必要な治療を拒否するといった事態には、カード会員の承認を得たうえで、5,000米ドルまでお立て替えて支払いをします。もしカード会員または有資格者が意識を失っており、センチュリオン・カード・アシストが必要と判断した場合には、カード会員に代わって現地の医師または医療施設に支払います。

Ⅴ. 法律上のトラブルに巻き込まれた場合—弁護士等をご紹介

緊急時の弁護士のご紹介（ご旅行期間に関係なく提供）に加えて、カード会員または有資格者が法律上のトラブルに巻き込まれ緊急に法律上の手助けを必要としている場合には、センチュリオン・カード・アシストでは次のような支援活動を行います。

1. もしカード会員または有資格者が拘留された場合、センチュリオン・カード・アシストは最高1,000米ドルを限度として保釈金を支払います。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。このサービスをご利用いただけるのは交通事故が行政手続の違反等により拘留された場合に限られます。
2. 弁護士費用として1件につき1,000米ドルを限度としてお立て替えします。この費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。

Ⅵ. ご容体をお知らせになりたい場合—ご家族へご連絡

入院から48時間以内、あるいはカード会員と初めて電話連絡がとれた時点で、センチュリオン・カード・アシストでは、ご家族、近親者、ビジネス関係者への連絡をご希望になるかどうかをお尋ねし、ご希望の場合は最善を尽くしてご連絡をします。ただし、カード会員に代わってお伝えした情報によって万一損失が生じた場合にも、アメリカン・エクスプレスおよびセンチュリオン・カード・アシストでは通常責任を負いません。

Ⅶ. カード会員または有資格者が亡くなった場合—ご遺体を日本へ

万一、カード会員または有資格者がお亡くなりになられたときには、ご遺体を日本へ移送するための手続をとり、棺（700米ドル以内）その他ご遺体の移動に必要な物およびお住まいまでの輸送費を負担します。ただし、葬儀および埋葬費用は負担しません。

Ⅷ. 証明書類の紛失時の再発行へのお手伝い

パスポート、ビザ、その他カード会員または有資格者の身元を証明する書類等を紛失または盗難に遭われた場合には、全力を尽くして最も早く再交付等が受けられるよう手続きをお取りします（ご旅行期間に関係なく提供）。

Ⅸ. 病院の予約および入院の手配サービス

医師あるいは医療施設が予約を受け付ける場合、予約の手配を行います。また、緊急を要する場合などには、入院の手配をいたします。

Ⅹ お忘れ物探索サービス—海外旅行中のお忘れ物を探し、

そのお忘れ物をご希望の住所あるいはご滞在先に届くまでの手配。

- ご旅行中あるいはお帰りになられた際、お忘れ物に気が付いた時点でご連絡ください。その際、お忘れになったであろう場所や状況の情報などをできるだけ詳しく説明していただきます。
- 探索中の途中経過報告は随時ご連絡します。お忘れ物が見つかり次第、ご確認をいただきます。
- 探索にかかる諸費用、配送料、保険、通関等の見積りを提示し、お忘れ物のお届け方の確認を取ります。サービスは必ず見積額の承認をいただいた後に提供されます。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。このサービスは海外旅行中のお忘れ物の場合のみご利用いただけます。

Ⅺ 海外商品探索・購入サービス／パーソナル・インポート・サービス

海外でしか入手できない商品をカード会員に代わり探索、発注または購入し、その商品が会員の手元に届くまでのお手伝い。

このサービスは、次の方法で行われます。

- 海外旅行中に見かけた商品や買いたがった商品、日本では未発売の商品等を当サービスの対象とさせていただきます。
- 対象となる商品を販売しているショップの住所、店名、商品名、等できるだけ詳しく説明していただきます。
- 探索中の途中経過報告は随時ご連絡します。
- 商品そのものの代金、購入手配にかかる諸費用、購入代行手数料、配送料、保険等にかかる諸費用はあらかじめ提供される見積りに含まれます。ただし、さらに追加で特別な調査の必要が生じた場合には、改めて見積りを提示し、カード会員の承認を得た後、探索を継続します。
- カード会員から見積り額と商品のご確認をいただいた後に商品購入・発送が行われます。
- 当サービスの決済はサービスをご利用になる会員のセンチュリオン・カードに限ります。商品が高額な場合は、購入の際アメリカン・エクスプレスの承認が必要となる場合があります。このサービスで発生した費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。
- 当サービスは個人的に消費するための商品のみを対象とし、転売、換金または商用目的の商品購入に使用することはできません。
- 課税品の場合、輸入税（関税、消費税、酒税など）、通関手数料が別途かかります。カード会員が商品をお受け取りの際、直接配達員にお支払いいただきます。

- 法規倫理に反しない商品に限ります。オーダーメード商品、骨董品、コレクター商品、海外発送のできない商品、薬品、賞味期限のある食品、動植物などはお断りする場合があります。
- 商品により購入の際に数量を制限させていただく場合があります。

Ⅻ ファイン・ダイニング—北米・カナダならびにヨーロッパ地域の一流レストランのセンチュリオン・カード会員専用席の提供のご案内

ファイン・ダイニングに参加している各レストランにおいて毎晩1テーブル（4名様）を確保しています。また、昼も営業しているレストランは、昼のテーブルも確保しています。受付は、先着順となりますので、あらかじめご了承ください。万一満席の場合は、他の同等レベルのレストランをご案内します。予約は各レストランの利用日の午前10時（現地時間）まで受け付けます。キャンセルの条件は各レストランにより異なりますので、予約時にご案内します。なお、お客様のご都合により、取消受付日（時間）後のお取消しまたは無連絡キャンセルの場合は、1回のキャンセルにつき60米ドルを後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。

Ⅼ 海外情報サービス—ご旅行期間に関係なく年中無休で提供

カード会員および有資格者がいつでもご利用になれる情報サービス

- 紛失・盗難などによるカードの再発行手続き。
- 急病やケガ、法律上のトラブルなど緊急の場合、できるだけ日本語のわかる医師、病院、歯科医、弁護士などの紹介。
- パスポート、ビザ、予防接種等についての情報。
- 最寄りの日本大使館、領事館の所在地、電話番号、開閉時間。
- アメリカン・エクスプレスのトラベル・サービス・オフィスの案内。
- レストラン、ゴルフ・コース、その他のサービス施設についての情報とご予約。
- フライトの手配。フライトの予約、予約の再確認、予約取消し、航空券の発行、ルート変更およびローカル・ツアーの手配などのお手伝い。
- ホテル等の予約、予約の確認、変更、取消し等。
- レンタカー、リムジンカーの予約、取消しおよびローカル・ツアーの予約、取消し等。
- メッセージの伝達・保管サービス（サービスには一定の制限があります）。
- 電話による簡単な通訳サービス。（ビジネスの場合を除きます）
- 天気予報。
- チケット（オペラ、ミュージカル等）の予約・手配。
- その他カードに関するお問い合わせ。

Ⅽ その他のサービス

センチュリオン・カード・アシストは、カード会員および有資格者のご要望に応じ上記以外のサービスも提供できるようできる限り努力します。

ただし、この規定に明記されていないサービスに関しては、ご要望にそえない場合があります。

また、この規定に明記されていないサービスに要する費用は原則としてカード会員のご負担となります。

■ サービスご利用の場合の条件と制限事項

- セレチュリオン・サービス・センターおよびセンチュリオン・カード・アシストへコレクトコール（またはトルフリー）される際にはセンチュリオン・カードの会員番号が必要となりますので前もってご用意ください。また、ご連絡のための電話番号、正確な住所も必要となります。
- トルフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金は、会員さまのご負担となりますので、ご了承ください。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材・サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細についてはセンチュリオン・サービス・センター0120-740-987（通話料無料）、海外からは81-3-3220-6111（コレクト・コール）へお問い合わせください。

センチュリオン・カード・アシスト規定

- アメリカン・エクスプレスは、センチュリオン・カード・アシストあるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為について責任を負いません。
 - この規定に費用の負担が不要であることが明記されているサービスを除き、センチュリオン・カード・アシストのご利用に際して要する費用はカード会員のご負担となります。
 - メッセージの伝達・保管は、緊急の場合または何等かの理由で電話連絡が取れない場合等に限らせていただきます。また業務上のご連絡にはご利用いただけません。
 - 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定上のサービスは提供されません。
 - 次のような場合は、この規定に基づくセンチュリオン・カード・アシストのサービスは提供できません。
 - a) 病気やケガに見舞われてから、180日以上を経過した場合には、日本への帰国サービスは提供しません。
 - b) 病気やケガの状態が次のいずれかにあてはまる場合。
 - 1. ご旅行にご出発以前に発生した病気。
 - 2. 妊娠、出産、流産およびこれにもとづく病気。
- ただし、これらの場合でも、カード会員のご希望に応じて実費によるサービスを提供させていただくことがあります。なお、センチュリオン・カード・アシストは独自の判断によりお断りすることもあります。

<2013年3月現在>

アメリカ合衆国 (ハワイ、グアム、サイパン、アラスカを含む)、カナダ ☎1-800-832-9162 ☎1-804-673-1666	韓国 ☎00798-651-7199
中央アメリカ、南アメリカ、カリブ諸島 ☎1-804-673-1666	香港 ☎800-90-3405
イギリス ☎0800-587-9813	台湾 ☎00801-65-1652
イタリア ☎800-784-482	シンガポール ☎1800-395-4720
フランス ☎0800-910-934	オーストラリア ☎1800-003-917
上記以外のヨーロッパ、旧ソ連邦、アフリカ、中近東 ☎44-207-136-6423 (イギリスセンター)	ニュージーランド ☎0800-44-0884
	上記以外のアジア、オセアニア ☎65-6327-4466 (シンガポールセンター)
	☎ トール・フリー ☎ コレクト・コールをご利用ください